

産業保健クエスチョン

5名様
プレゼント!

このコーナーでは『産業保健21』67号の特集や関連テーマより毎号クイズを出題していきます。正解者には抽選でp21にご紹介いたしました書籍『ここが知りたい職場のメンタルヘルスケア 精神医学の知識&精神科医療との連携法』を5名様にプレゼントいたします。解答は次号第68号(4月号)に掲載させていただきます。



Q1: 妊産婦等の就業制限の危険有害業務の範囲のうち、産婦(産後1年を経過しない女性、18歳以上)を就業させてもさしつかえない業務はどれか

- ① 重量物を取り扱う業務(断続作業30キロ以上)
- ② さく岩機、鋏打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務
- ③ 高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務

Q2: 妊娠の申し出があった従業員への対応で間違っているのはどれか

- ① 妊娠中の健康管理には主治医の客観的判断が必要であり、定期的な健康診査の機会を確保し、「母性健康管理指導事項連絡カード」を活用し、職場と密接に連携することが重要である。

- ② 妊娠中の通院休暇のために企業が確保しなければならない回数は、原則妊娠23週までは5週間に1回である。
- ③ 妊娠中および出産後の女性労働者が、健康診査を受け、医師等から指導を受けた場合は、その女性労働者が受けた指導を守ることができるようにするために、事業主は勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

Q3: 次のabcの組み合わせで正しいのはどれか

産前a週間(多胎妊娠の場合はb週間)(いずれも女性が請求した場合に限る)、産後はc週間女性を就業させることはできません。

- ① a 5、b 12、c 7
- ② a 6、b 14、c 8
- ③ a 7、b 15、c 8

《応募先》sanpo21@mg.rofuku.go.jp

《応募期間》平成24年1月1日～1月31日

《解答》平成24年4月第68号にて掲示します。

なお、ホームページにて2月に解答・解説を掲示します。

《注意事項》

※当選通知はEメールにておこないますので「メールアドレス」は必ずご記入ください。

*賞品の発送のために住所・氏名・電話番号を記入願います。

*ご意見・ご感想もあわせてご記入ください。

《個人情報保護方針》

・ご提供いただいたお名前・ご住所などの個人情報は、「賞品の発送」のために利用させていただきます。

・上記の利用目的の範囲内で、個人情報および配送業者を含む委託先会社へ、開示・提供することがありますが、個人情報保護法を遵守させ、適法かつ適正に管理させていただきますので、予めご理解とご了承をいただけますようお願いいたします。

・回答者は、ご本人の個人情報について、個人情報保護法に基づいて開示、訂正、削除をご請求いただけます。その際は下記窓口までご連絡ください。

独立行政法人労働者健康福祉機構情報公開・個人情報窓口

電話：044-556-9825(受付時間9:00～17:00)

／土・日・祝日を除く

ホームページ：http://www.rofuku.go.jp

・個人情報の取り扱い全般に関する当機構の考え方をご覧になりたい方は、労働者健康福祉機構の個人情報保護のページをご覧ください。

・賞品発送のために使用した個人情報は、当機構の定める方法に基づき全て消去いたします。

※66号の解答：Q1 ③、Q2 ③、Q3 ② 当選者：北海道：金沢恭子さん/東京都：田口由紀子さん/神奈川県：熱田亜希さん/愛知県：久次洋枝さん/大阪府：鈴木美恵子さん/和歌山県：市場友子さん/沖縄県：神元 幸さん、他3名

編集委員 (五十音順・敬称略)

●委員長 高田 勲 北里大学名誉教授
今村 聡 (社)日本医師会常任理事
石渡弘一 神奈川産業保健推進センター所長
小川康恭 独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事
加藤隆康 株式会社グッドライフデザイン代表取締役社長

上家和人 独立行政法人労働者健康福祉機構産業保健担当理事
河野啓子 学校法人晩学園四日市看護医療大学学長
椎葉茂樹 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
浜口伝博 ファームアンドブレイン社代表/産業界
東 敏昭 株式会社デンソー北九州製作所 産業界